

# ハラスメントから会社を守る！

## なぜ、会社はハラスメント対策をするのか

### 会社/管理職/相談窓口の役割・責任・課題

- ☑ ハラスメントはうちの会社には関係がない、と思っている
- ☑ セクハラの規定はあるが、他に具体的な対策はしていない
- ☑ パワハラだと言われるので、上司が部下に指導・叱責できない

こんな企業様に  
おすすめ！！

パワハラやセクハラの記事が溢れる昨今、貴方の会社ではハラスメントに対してどのような対策をとられていますか？ハラスメントは個人の問題ではなく、職場の問題です。ハラスメントのない職場環境を会社は従業員へ提供する義務を負っています。ハラスメント対策を怠ると会社はどのようなのか、判例を基にお話しをさせていただきます。

#### セミナー内容

※H29年12月8日開催セミナーと同じ内容です



#### 【講師プロフィール】

栖原 圭子(すはら けいこ)  
社会保険労務士  
ハラスメント防止コンサルタント  
産業カウンセラー有資格者  
平成15年飯田橋事務所入所。

- ハラスメントにおける会社の法的責任
- 管理職・相談窓口（相談担当者）の役割と責任
- 「パワハラ」の定義」パワハラと言われたいのために

#### 日時

平成30年8月24日（金） 14:00～15:45 （13:40開場）

#### 会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所 セミナールーム  
(JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分)

#### 定員

15名(先着順、1社1名様限定)

#### 参加費

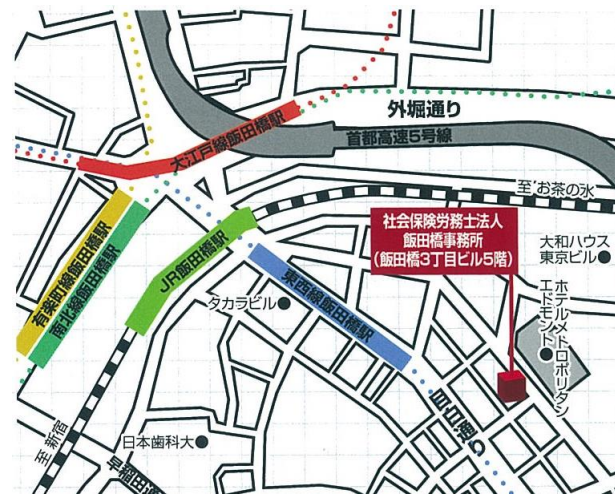
無料

※当日受付にてお名刺を頂戴いたします。

#### 申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123(担当;土井、栖原、横島、宮尾)



申込書 FAX 03-5213-9124

|             |   |        |  |
|-------------|---|--------|--|
| フリガナ<br>お名前 |   | TEL    |  |
| 貴社名         |   | FAX    |  |
| ご住所         | 〒 | E-mail |  |
| 業種          |   | 従業員数   |  |

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F  
TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 <http://www.sr-suzuki.jp/>

〔個人情報の取扱いについて〕個人情報保護管理者:小倉貴士

お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。個人情報についてのお問い合わせは上記までお願いいたします。ご登録のお客様が個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去を要求される場合は、当社までご連絡下さい。

社会保険労務士 飯田橋事務所 検索